



フレッシュ生衛信州 令和 6 年 5 月号

「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」のご案内

受動喫煙防止対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金」(都道府県労働局)を受けられない事業者(労働者災害補償保険の適用を受けない事業主(一人親方等))が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費について助成します。

1 令和 6 年度における助成対象

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- ① 労災保険の適用対象外の個人事業主
- ② 生活衛生関係営業を営む、健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設の事業主
- ③ 事業場内において、喫煙専用室を設置する等の受動喫煙防止措置を講じるとともに、当該措置区域以外を禁煙とする事業主

2 助成率、助成額

喫煙専用室等の設置などに係る工費、設備費、備品費などの 2/3
上限 100 万円

詳細は <https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

＊労災保険の適用を受ける事業主を対象にした助成については、
長野労働局健康安全課(電話 026-223-0554)までお問い合わせください。



クリーニング師研修及び業務従事者講習のご案内

クリーニング業に従事するクリーニング師及び業務従事者は、知事が指定したクリーニング師研修・業務従事者講習の受講を義務付けられています。

◆ クリーニング師研修

クリーニング師免許を取得し、クリーニング所の業務に従事開始後1年以内に受講し、その後、3年に1回受講することとされています。

(受講料 5,000円)

◆ 業務従事者講習

営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、従事者の5分の1の者（5人以下の店舗では、人数にかかわらず1人）に受講させ、その後、3年に1回受講させることとされています。（受講料 4,500円）



今年度の日程は次のとおりです。研修・講習（座学）と通信制から選択できます。

対象の方には、当指導センターよりご案内しますので、受講してください。

	期 日	時間	会 場	申込期間
研修・講習 (座学)	9月29日(日)	10時 ～ 15時	松本市勤労者福祉センター (松本市)	8月1日 (木) ～ 8月31日 (土)
	10月17日(木)		諏訪市文化センター (諏訪市)	
	10月25日(金)		長野ターミナル会館 (長野市)	
	11月15日(金)		上田合同庁舎 (上田市)	
通信制	受講期間 9月中旬 ～ 11月15日(金)			

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

障害のある方に対する合理的配慮の提供が義務化されました

障害者差別解消法に基づき、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的な配慮の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

詳しくは 内閣府リーフレットでご確認ください。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

〔一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会〕

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp